

岡山県公報		発行 岡山県	目次
			
目次	担当課（室）		
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定 ○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出 ○ 国民健康保険組合の規約の変更認可 ○ 保安林の解除予定 ○ 保安林の指定予定 ○ 〃 ○ 道路の供用開始 ○ 〃 ○ 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催	【告示】 指導監査室 〃 長寿社会課 治山課 〃 〃 道路整備課 〃 都市計画課		
			目次
			担当課（室）

令和3年12月21日 岡山県公報 第12355号

◎岡山県告示第六百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和三年十二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 ゆず株式会社
 - 2 所在地 津山市野村三〇三番地一
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 ゆず株式会社
 - 2 主たる事務所の所在地 津山市野村三〇三番地一
- 三 指定年月日 令和三年十二月二十一日
- 四 事業所番号 三三一〇三〇八八八
- 五 サービスの種類 居宅介護

令和3年12月21日 岡山県公報 第12355号

◎岡山県告示第六百十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を廃止する旨の届出があった。

令和三年十二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 共同生活援助事業所やまなみ荘
 - 2 所在地 高梁市原田北町一二一四番地一四
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 特定非営利活動法人のぞみ
 - 2 主たる事務所の所在地 総社市井手五七六番地五 サンプルスN二〇二
- 三 廃止年月日 令和三年十二月三十一日
- 四 事業所番号 三三二〇九〇〇〇五七
- 五 サービスの種類 共同生活援助

◎岡山県告示第六百二十号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第二十七条第二項の規定により、国民健康保険組合の規約の変更を次のとおり認可した。

令和三年十二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 組合の名称

岡山県医師国民健康保険組合

二 変更事項

組合の地区

岡山県、広島県福山市及び府中市並びに兵庫県赤穂市、神戸市、西宮市及び佐用郡佐用町の区域

三 変更年月日

令和三年十二月十三日

◎岡山県告示第六百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和三年十二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

浅口郡里庄町大字浜中字皿池五八一の八・一二九六の一・一二九七の一・一二九八の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び里庄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

令和3年12月21日 岡山県公報 第12355号

◎岡山県告示第六百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和三年十二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

苫田郡鏡野町富仲間字大つり峪四五六の一、四五六の二、四五七の一、四五七の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和三年十二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

総社市楨谷字畑ケ野二一八の一、二二〇の一、二二四の一、二二五、字畑ケ野口二二七、二二八、二九四の三

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字畑ケ野二二〇の一・二二四の一・二二五・字畑ケ野口二二七・二二八・二九四の三（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第六百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

令和三年十二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四八二号	真庭市蒜山上徳山字内海口井手ノ上九八四番一地从先 真庭市蒜山上徳山字井手ノ上九八二番一地从先 まで	令和三年十二月二十一日

令和3年12月21日 岡山県公報 第12355号

〔五三六〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、次のとおり都市計画の案の作成について、公聴会を開催する。

令和三年十二月二十一日

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催期日

令和四年三月十八日午後一時三十分から

二 開催場所

倉敷市西中新田六四〇 倉敷市役所七階七〇一会議室

三 意見書の提出

1 公聴会において意見を述べようとする者は、意見書（別紙様式）を令和四年一月七日から同月二十一日までの期間内に知事に提出すること（提出先は、岡山県土木部都市局都市計画課又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課）。

2 意見書を提出した者は、公聴会に出席し、提出した意見書の内容により意見を述べることができる。ただし、意見書を提出した者が多数の場合は、意見を述べることはできない。また、意見を述べた者が多数の場合は、意見を述べることがある。

四 都市計画の案の概要

岡山県南広域都市計画区域区分及び臨港地区の変更。なお、詳細は次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係図書を令和四年一月七日から同年一月二十一日まで、岡山県土木部都市局都市計画課及び倉敷市建設局都市計画部都市計画課において縦覧に供する。）

五 公聴会の開催の中止

三による意見書の提出がなかった場合は、公聴会を中止する。その際は、岡山県公報に登載するとともに、開催期日の七日前までに、岡山県土木部都市局都市計画課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/67/>）においても公表する。

六 問い合わせ先

岡山県土木部都市局都市計画課計画班（岡山市北区内山下二丁目四番六号 電話〇八六―二二六―七四九二）又は倉敷市建設局都市計画部都市計画課（倉敷市西中新田六四〇 電話〇八六―四二六―三四五五）。

令和3年12月21日 岡山県公報 第12355号

別紙様式

意見書

令和3年12月21日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画区域
区分の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し
出ます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所 _____

(電話) _____

氏 名 _____

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

（注）「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。

令和3年12月21日 岡山県公報 第12355号

別紙様式

意見書

令和3年12月21日付けの岡山県公報で公告された岡山県南広域都市計画臨港地区の変更に関する都市計画の案に対し、次のとおり意見を述べたいので申し上げます。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申出者

住 所

(電話)

氏 名

意見の要旨及び理由（別紙）

意見を述べるために要する時間 約 分

(注) 「意見の要旨及び理由」の記載要領

- 1 800字程度にまとめること。
- 2 楷書で明瞭に記載すること。